

令和5年10月23日

会員 各位

全国中小企業団体中央会

労働基準法に基づく生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置の
周知への御協力のお願い

この度、標記に関し、厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課より、本会
会長宛てに、別紙の通り周知依頼がありました。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、別添により、本件につ
きまして周知していただきますようお願い申し上げます。